

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

須坂市

2026年7月

も く じ

	ページ数
1 住居確保給付金とは.....	1
2 支給要件.....	2
3 住居の初期費用及び生活費が必要な場合.....	3
4 住居確保給付金受給までの生活費が必要な場合.....	3
5 必要書類.....	4
6 申請から決定までの流れ	
A 住居を喪失している方の場合.....	5
B 住居を喪失するおそれのある方の場合.....	8
7 受給中の求職活動等要件.....	9
8 受給中に常用就職した場合.....	9
9 延長・再延長.....	11
10 支給額等の変更.....	11
11 支給の中断.....	11
12 支給の中止.....	12
13 再支給.....	13
14 住居確保給付金の徴収.....	13

1 住居確保給付金とは

離職等又はやむを得ない休業等により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、須坂市生活就労支援センター（まいさぽ須坂）（以下、「まいさぽ須坂」といいます。）による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

- 1) 支給額：下記①を上限として、家賃の実費分（管理費、共益費等を除く。）を支給。ただし、世帯の収入が基準額※を超える場合には、②の式により算出した額（100円未満切上げ）を支給

①上限額

世帯人数	上限額
1人	31,800円
2人	38,000円
3人～5人	41,300円
6人	45,000円
7人以上	49,600円

- ②支給額＝家賃額(①の額が上限)－（月の世帯の収入合計額－基準額※）

※基準額…世帯の人数に応じて、次の表のとおり

（6人以上の世帯の基準額は、必要に応じ、お問い合わせください。）

世帯人数	上限額
1人	86,000円
2人	124,000円
3人	147,000円
4人	175,000円
5人	209,000円

- 2) 支給期間：3か月間（一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能）

- 3) 支給方法：大家等へ代理納付

※ただし、家賃の支払いがクレジットカードを使用する方法に限定している等の場合は、直接給付とすることもできます。

2 支給要件

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれがある。
- ② 以下の（イ）または（ロ）に該当する。
 （イ）申請日において、離職・廃業の日から2年以内であること。
 ※当該期間に、疾病、負傷、育児その他やむを得ないと認められる事情により引き続き30日以上求職活動できなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とする（最長4年）。
 （ロ）就業による給与等の収入を得る機会が申請者の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
- ③ 離職等の前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の収入基準額以下である（収入には、公的給付等を含む）。

収入基準額（基準額＋家賃額）		
世帯人数	基準額	家賃額
1人	86,000円	※ただし、家賃額は、 単身世帯は31,800円、2人世帯は38,000円、 3人～5人世帯は41,300円、6人世帯は45,000円、 7人以上世帯は49,600円が上限
2人	124,000円	
3人	147,000円	
4人	175,000円	
5人	209,000円	

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	516,000円
2人	744,000円
3人	882,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
 ただし、②（ロ）に該当する自営業者で、自立に向けた活動を行うことが自立の促進に資すると認められる場合は、経営相談先へ面談を申込み、業務上の収入を得る機会の増加に向けた活動を行うことも可能とする。
- ⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する住居確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

3 住居の初期費用及び生活費が必要な場合

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。（ただし、長野県社会福祉協議会の審査があります。）

◆生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（单身/15万円以内）
貸付期間 原則3か月 最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内 原則3か月

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

4 住居確保給付金支給までの生活費が必要な場合

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

（ただし、長野県社会福祉協議会の審査があります。）

◆臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

5 必要書類

書類	備考	確認欄
1 住居確保給付金申請書	・(様式1-1) 生活困窮者住居確保給付金支給申請書 ・(様式1-1A) 住居確保給付金申請時確認書	☐
2 本人確認書類	次のいずれかの写し ・運転免許証、個人番号カード、パスポート、各種福祉手帳、資格確認書、住民票の写し、戸籍謄本、在留カード等	☐
3 離職関係書類	イ) 2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類 ・離職票、雇用保険受給資格者証、廃業届等 ・上記書類を用意できないやむを得ない事情がある場合は、給与振り込みが一定の時期から途絶えている通帳の写し、「(参考様式5-1)離職状況等に関する申立書」	☐
	ロ) 休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況であることを確認できる書類 ・事業所の休業が確認できる書類、休業を命じる書類、減少前後のシフト表など仕事が減少したことが分かる書類等 ・上記書類がない場合は「(参考様式5-2)就業機会の減少に関する申立書」	
4 収入関係書類	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し ・給与明細書：継続就労している場合は直近3ヶ月分、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金振込通知書」等	☐
5 金融資産関係書類	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し	☐
6 求職番号確認書類	ハローワークが発行する「求職受付票(ハローワークカード)」の写し	☐
7 入居(予定)住宅関係書類	A) 住居を喪失している方 ・「(様式2-1)入居予定住宅に関する状況通知書」 B) 住居を喪失するおそれがある方 ・「(様式2-2)入居住宅に関する状況通知書」 ・賃貸契約書の写し C) クレジットカード等を使用する方法により賃料を支払う者 ・クレジットカード等で支払っていることが確認できるもの(利用明細の写し、納付書の控え等)	☐

6 申請から決定までの流れ

A 住居を喪失している方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書をまいさぼ須坂に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「(様式2-1)入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、市社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。
原則として、賃貸住宅を探す範囲は、須坂市内です。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付(住宅入居費)を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「(様式2-1)入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ ハローワークでの求職申込み

- ハローワークにて求職申込みを行ってください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・交付を受けた「(様式2-1)入居予定住宅に関する状況通知書」を、まいさぼ須坂に提出してください。
- ハローワーク窓口から交付を受けた求職受付票(ハローワークカード)の写しを、まいさぼ須坂へ提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査

- ・ 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「(様式3)住居確保給付金支給対象者証明書」に併せて、「(様式5)住宅確保報告書」が交付されます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「(様式4)住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- ・ 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、市社会福祉協議会に「(様式2-1)入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「(様式3)住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れ申込みが可能です。
- ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて市社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

◆ 賃貸借契約の締結

- ・ 「(様式2-1)入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「(様式3)住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- ・ 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- ・ 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを市社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- ・ 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- ・ すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- ・ 住宅入居後7日以内に、次の書類をまいさぼ須坂に提出してください。
(提出しなければ、住居確保給付金の支給決定がなされません。)
 - ①「(様式5)住宅確保報告書」
 - ②「賃貸住宅に関する賃貸借契約書」の写し
 - ③新住所における「住民票の写し」
- ・ 上記書類の提出後、必要な事務手続きを経て、次の書類が交付されます。
 - ①「(様式7-1)住居確保給付金支給決定通知書」
⇒ご自身で大切に保管してください。
 - ※「(様式7-1)住居確保給付金支給決定通知書」の写し
⇒・住居を確保している不動産業者等へ提出してください。
・総合支援資金(生活支援費)の申請をしている方は、市町村社会福祉協議会にも提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。
 - ②「(様式6)常用就職届」
⇒常用就職した場合に提出してください。
 - ③「(参考様式6)職業相談確認票」
⇒住居確保給付金受給中の求職活動時に提出していただく書類です。
 - ④「(参考様式7)住居確保給付金常用就職活動状況報告書」
⇒住居確保給付金受給中の求職活動時に提出していただく書類です。
- ・ 住居確保給付金は原則市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・ 住居確保給付金支給額と実際の支払額(実家賃、共益費、駐車場代等)との差額の支払い方法については、不動産業者等と直接ご相談ください。
- ・ 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている方に対しては、償還について市社会福祉協議会の指示を受けることとなります。

B 住居を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- ・ 必要書類を添えて、申請書をまいさぼ須坂に提出します。
- ・ 申請書の写しの交付にあわせて、「(様式2-2)入居住宅に関する状況通知書」、「(参考様式2)求職申込み・雇用施策利用状況確認票」が交付されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「(様式2-2)入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

◆ ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認

- ・ ハローワークにて求職申込みを行ってください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・ 不動産業者等から記載・交付を受けた「(様式2-2)入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、まいさぼ須坂に提出してください。
- ・ ハローワーク窓口から発行を受けた、求職受付票（ハローワークカード）の写しをまいさぼ須坂へ提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- ・ 申請に必要な書類が全て提出された段階で審査を行います。
- ・ 審査の結果、受給資格ありと認められた場合、次の書類が交付されます。

① 「(様式7-1)住居確保給付金支給決定通知書」

⇒ご自身で大切に保管してください。

※ 「(様式7-1)住居確保給付金支給決定通知書」の写し

⇒住居を確保している不動産業者等へ提出してください。

② 「(様式6)常用就職届」

⇒常用就職した場合に提出してください。

③ 「(参考様式6)職業相談確認票」

⇒住居確保給付金受給中の求職活動時に提出していただく書類です。

④ 「(参考様式7)住居確保給付金常用就職活動状況報告書」

⇒住居確保給付金受給中の求職活動時に提出していただく書類です。

- ・ 住居確保給付金は原則市から不動産業者等へ直接振り込まれます。

- ・ 住居確保給付金支給額と実際の支払額（実家賃、共益費、駐車場代等）との差額の支払い方法については、不動産業者等と直接ご相談ください。
- ・ 審査の結果、受給資格なしと判断された場合、「(様式4)住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「(様式7-1)住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

7 受給中の求職活動等要件

住居確保給付金の支給期間中は、公共職業安定所の利用、まいさぼ須坂の支援員の助言、その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動を行ってください。具体的には以下の求職活動を行う必要があります。

(1) 就職を目指す方【離職、廃業、休業等の方】

①まいさぼ須坂の面談等の支援

月4回以上、自立相談支援機関（まいさぼ須坂）の面接等の支援を受ける必要があります。「(参考様式6)職業相談確認票」を支援員へ提示してハローワークにおける職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動の状況を「(参考様式7)住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。

②ハローワークでの職業相談

月2回以上、ハローワークでの職業相談を受ける必要があります。「(参考様式6)職業相談確認票」にハローワーク担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、ハローワーク確認印を受けてください。

③求人先への応募・面接

原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。月4回の支援員との面接の際に、「(参考様式7)住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、まいさぼ須坂に報告してください。

(2) 自立に向けた活動を行う方

(p2「2 支給要件」⑥のただし書きに該当する方)

①まいさぼ須坂の面談等の支援

月4回以上、自立相談支援機関（まいさぼ須坂）の面接等の支援を受ける必要があります。「(参考様式11)自立に向けた活動状況報告書」を支援員へ提示して自立に向けた活動の状況を報告してください。

②経営相談先の面談等の支援

月1回以上、経営相談先の面談等の支援を受ける必要があります。
「(参考様式11)自立に向けた活動状況報告書」に相談日、担当者名、支援内容等について受給者が自ら記載してください。

③自立に向けた活動計画に基づく取組

経営相談先の助言等のもと、「(参考様式10)自立に向けた活動計画」を作成し、自立相談支援機関（まいさぼ須坂）へ報告してください。活動計画の作成後は、月1回以上、当該計画に基づく活動を行ってください。

- ◆ さらに、まいさぼ須坂よりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

8 支給中に常用就職した場合

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「(様式6)常用就職届」をまいさぼ須坂へ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、まいさぼ須坂に毎月提出してください。
- ◆ 休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方については、事業の再開や就業機会の増加によって収入が以前と同程度に戻った場合も、常用就職と同様にみなします。

9 延長・再延長

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。
（要件）・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること など
- ◆ 住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金が分かる書類を準備して、まいさぼ須坂へお越しください。

10 支給額等の変更

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
 - ・ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、まいさぼ須坂の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合
- ◆ 申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえまいさぼ須坂へお越しください。

11 支給の中断

- ◆ 住居確保給付金を受給中に、疾病又は負傷により、求職活動を行うことが困難となった場合は「(様式9-1)住居確保給付金支給中断届」と求職活動が困難であることを証明する書類（医師の診断書等）の提出により、支給を中断します。
- ◆ 中断期間中は、原則毎月1回、体調及び生活状況の報告と求職活動再開の意思確認を行います。心身の回復により求職活動を再開できるときは「(様式9-3)住居確保給付金支給再開届」の提出により、受給を再開することができます。

12 支給の中止

- ◆ 毎月2回以上のハローワークでの就職相談、毎月4回以上のまいさぽ須坂の支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、求職活動を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ まいさぽ須坂が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が収入基準額（p2の④）を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
- ◆ 受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、まいさぽ須坂の指示による場合を除く。）については支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

13 再支給

- ◆ 住居確保給付金受給終了後に、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後、新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過しており、支給要件（p2）に該当する場合、再支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

14 住居確保給付金の徴収

- ◆ 住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について市が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

【お問い合わせ先】

- 須坂市 健康福祉部 福祉課 保護支援係
TEL : 026-248-9003
FAX : 026-248-7208
- 須坂市生活就労支援センター（まいさぼ須坂）
TEL : 026-248-9977
FAX : 026-214-9883